

## MY ONE カード会員規約

### 第1条(会員)

1. 会員とは、MY ONE カード会員規約(以下「本規約」といいます)を承認のうえ、楽天カード株式会社(以下「当社」といいます)に入会を申込み、当社が審査のうえ入会を承認した方をいいます。
2. 本規約に基づく契約は、入会申込を当社が承認したときに成立します。

### 第2条(保証依頼)

会員は、当社の審査の結果、当社が保証会社による保証を不要と判断することを解除条件として、各会員の入会申込時期に応じて、保証を委託します。

### 第3条(契約期間)

1. 本規約に基づく契約期間は、会員となった日から1年後の応答日を含む月の末日までとし、期間満了日の30日前までに会員から別段の意思表示がない場合には、当社は審査のうえ更に1年間を限度に本契約を更新することができ、以後も同様とします。但し、当社は、会員の信用状況の調査の結果、当社の判断において本契約の更新をお断りすることがあります。
2. 前項の契約更新にあたり、当社はその時点の会員の信用状況に応じて、利用限度額や借入利率等の契約条件の変更を更新の条件とすることができるものとします。契約条件が変更となる場合、当社は契約期間満了日の30日前までに会員に通知します。当該会員から通知された契約条件を承諾しない旨の意思表示があった場合を除いて、契約期間は1年間を限度に更新されるものとし、以後も同様とします。会員が通知された契約条件を承諾しない場合は、本契約は第15条に従って終了し、会員は第16条に従うものとします。

### 第4条(カードの発行)

1.当社は、会員に MY ONE カード(以下「カード」といいます)を発行します。なお、発行されたカードの所有権は、当社に属します。

2.会員は、会員の責任においてカードを使用し、保管します。

3.会員は、カードを本規約に基づく取引に使用することができます。なお、本規約に基づく契約以外の取引に使用することはできません。

4.会員は、カードを第三者に貸与もしくは、譲渡、または質入れその他担保に提供等をできません。

5.カードは原則として再発行いたしません。但し、紛失、盗難、滅失、毀損、破損等の事由により、当社が審査のうえ再発行を適当と認めた場合に限り、会員から当社所定の書類等を取得のうえ所定の手数料を徴収して、再発行する場合があります。

6.会員が本規約に違反した場合、その他当社においてカードの使用方法が信義誠実の原則に反するものと認めた場合、15条2項各号に該当する場合若しくは該当するものと合理的に疑われる場合、または当社がカードの使用を停止させるべき相当の事由があると認めた場合、当社は会員によるカードの使用を停止することができます。

#### **第5条(利用限度額)**

1.当社は、個別の会員毎に、当社審査基準による利用限度額を設定し、これを入会申込等の内容確認時に告知し、またカード送付時に書面で通知します。但し、会員は、申し込んだ利用限度額が当社の審査によって引き下げられること、およびこれに伴い第9条に定める借入利率が適用されることもあることを予め承諾します。また、入会申込と同時に融資を申し込む場合も同様とします。

2.会員は当社に対して、利用限度額の範囲内で繰り返し融資の申込みができるものとします。

#### **第6条(利用限度額の変更)**

1.会員の信用状況に関する当社の審査により、当社が相当と認めた場合、当社は利用限度額を増額または減額すること(利用限度額を0にすることを含みます)および融資を停止することができます。また、会員は、利用限度額が減額されたときには、減額後の利用限度額を超える借入残元金を直ちに支払うものとします。

2.利用限度額が変更されたときには、第9条1項に定める利用限度額に応じた借入利率の範囲内

で新たに借入利率が変更されること並びにかかる変更後の利率が利用限度額変更時の融資残元金および変更後の新たな借入に適用されることを会員は予め承諾するものとします。

## 第7条(カード、借入申込書等の使用および融資要領)

1.会員は、カードを使用して当社と提携している会社の現金自動払出機(以下「CD」といいます)または現金自動預入払出機(以下「ATM」といいます)により、融資を受けることができます。但し、利用額は、1万円単位とします。また、会員は当社が予め相当期間の予告をもって当社のホームページ等で告知することにより、CD および ATM の一定期間における利用回数および利用金額を制限できることを、予め承諾するものとします。

2.会員は当社所定の MY ONE カード借入申込書に所定事項を記載し、署名のうえ、当社に送付することにより、もしくは当社の取扱窓口に対して電話または電送により当社所定の手続きをとることにより、当社から振込による融資を受けることができます。1回当たりの利用額は5万円以上1万円単位とします。但し、この場合の融資は会員が予め当社に届け出た銀行口座(以下「登録口座」といいます)に当社名義で振込送金されます。また、第10条第1項所定の返済方法のうち[1]所定の自振返済を選択した会員(以下「自振会員」といいます)の登録口座は、自振会員がその振替のために指定した口座とします。

3.前二項にかかわらず、当社との他の契約による債務を本規約に基づく融資金で返済する等、当社が特に必要と認めた場合には1円単位のご利用ができる場合があります。

4.前三項に基づく融資は、申込みを受けた後、当社が審査のうえ適当と認めた場合に実行されるものとします。但し、返済が確認されるまで、返済日以降数日間融資を受けられない場合があります。

5.当社と提携する銀行等の CD または ATM を銀行等の定める営業時間外に利用する場合には、会員は銀行等が定める時間外手数料およびそれにかかわる消費税を別途負担するものとします。この場合、当社は、CD および ATM の時間外手数料(消費税を含む)を会員に代わって立て替えるものとし、会員は立替直後の返済金からこの立替金を優先して返済するものとします。

6.融資が会員の登録口座に対する振込となる場合の当社所定の振込み手数料、およびその他第22条第1項ないし第3項所定の費用または手数料、もしくは公租公課(以下、これらを総称して単に「諸費用」といいます)は、融資金の中から控除されます。会員はこの場合の融資額はその控除前の融資金全額とすることに異議ないものとします。

7.当社が前二条所定の利用限度額を超えて融資を実行した場合、その超過分についても本規約が

適用されるものとします。

8.融資の資金使途は、公序良俗に反しない限り自由とします。但し、事業性資金は除くものとします。

#### 第8条(融資日)

本規約に基づく融資日は、会員が当社と提携している会社の CD または ATM から融資を受けた場合にはその日を融資日とし、会員の登録口座への振込による方法で融資を受ける場合にはその着金日にかかわらず、当社が会員の登録口座に対する融資金の振込手続きに着手したその日を融資日とします。

#### 第9条(借入利率および利息の計算方法)

1.借入利率は、利用限度額に応じて以下の範囲内で、当社が会員ごとの個別の審査(第3条第2項による契約更新時の審査を含む)により、個別の借入利率を決定します。

利用限度額	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満
借入利率	15.0%~17.8%	9.6%~14.8%	6.9%~14.8%
利用限度額	300万円以上 350万円未満	350万円以上 500万円未満	500万円
借入利率	6.9%~12.5%	6.9%~8.9%	6.9%~7.8%

2.前項にかかわらず、第6条第2項により借入利率が利用限度額の変更に伴って変更される場合、または第3条第2項により基本契約の更新時に利用限度額の変更を伴わず借入利率が変更される場合、会員は、利用限度額の変更日または契約更新日以降、変更前に利用した融資残元金についても、その変更された利率により利息を支払うことを予め承諾するものとします。

3.本条第1項による借入利率は、金融情勢の変化またはその他相当の事由がある場合は、当社が、一般に行われる程度のものに引き上げることができるものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。

4.前項により借入利率が引き上げとなる場合、当社は会員に対し、予め相当期間の予告をもってこ

の旨告知または通知するものとし、会員は、この利率変更の告知または通知による変更利率適用日以降は、変更前に利用した融資残元金についても、その変更された利率により利息を支払うことを予め承諾するものとします。

5.利息計算は、融資残元金に対し、第1項で決定された利率(第3条第2項、第6条第2項、または本条第3項により変更されるときは変更後の利率)を乗じて計算する年365日の日割計算とします。

## 第10条(返済方法)

1.返済方法は、会員が次の[1]または[2]のいずれかの方法を選択して当社に届け出た方法とします。

但し、事前に当社が返済方法を指定したときは会員はこれに従うものとします。

[1]会員の指定する会員名義の銀行口座から自動振替により返済する方法(以下「自振返済」といいます)。但し、自動振替の手続上、自動振替が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。

[2]当社指定のATMを利用して返済する方法(以下「ATM返済」といいます)。なお、ATM返済を利用する会員であっても予め登録口座を当社に届け出なければならないものとします。

[3]日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用したインターネットバンキングにより返済する方法(以下「インターネット返済」といいます)。なお、インターネット返済を利用する会員であっても予め登録口座を当社に届け出なければならないものとします。また、インターネット返済の振替手続きは当社が提携する収納会社が代行するものとします。

[4]前三号にかかわらず、当社が会員に対して、返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに当社の指定する返済方法へ変更するとともにその必要書類の提出および手続きを直ちに行うことに予め同意するものとします。

2.自振会員は、入会申込と同時に、金融機関宛の預金口座振替依頼書(以下「口座振替依頼書」といいます)に所定事項を記載し、金融機関への届け出印を押捺のうえこれを当社に差し入れるものとします。また、会員または当社、金融機関もしくは収納会社の都合により、自動振替の預金口座の変更が必要となったとき、および当社から口座振替依頼書の再提出の要請があったときは、直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。なお、口座振替手続きは当社に代わって口座振替依頼書記載の収納会社が代行するものとします。

## 第 11 条(返済方式と返済額)

1.返済方式は、[1]新残高スライドリボルビング返済方式(定額型)(ボーナス時定額加算返済の併用も可)(以下「新残高スライド返済」)、[2]残高スライドリボルビング返済方式 A(ボーナス時元金定額加算返済の併用も可)(以下「残高スライド返済 A」といいます)、[3]残高スライドリボルビング返済方式 B(ボーナス時元金定額加算返済の併用も可)(以下「残高スライド返済 B」といいます)、または[4]元利込定額リボルビング返済方式(ボーナス時元金定額加算返済の併用も可)(以下「元利込定額返済」といいます)のうち申込書で選択した返済方式による分割払いのいずれかとします。ボーナス加算月は、年 2 回とし会員が申込書のボーナス加算月選択欄の中から選択して指定した月とします。

2.新残高スライド返済の毎月の返済額は、個別の融資契約の成立後の融資残高を当月の残高として、以下表における毎月返済額とします。なお、この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとします。また、ボーナス時元金定額加算返済を併用した場合の加算額は会員が申込書に任意に記載した金額で当社が承認した額とします。但し、年 2 回同額を加算返済するものとします。

### 新残高スライド返済の毎月返済額

当月の残高	50 万円以内	50 万円超 100 万円以内	100 万円超 150 万円以内
毎月返済額	1 万 5 千円	2 万 5 千円	4 万円
当月の残高	150 万円超 200 万円以内	200 万円超 400 万円以内	400 万円超 500 万円以内
毎月返済額	5 万円	6 万円	6 万 5 千円

3.残高スライド返済 A および残高スライド返済 B の毎月返済額は、会員の選択した返済日の 15 日前の日現在の分割払い残金元金を、当月の残高として以下表における毎月返済額とします。

残高スライド返済 A および残高スライド返済 B でボーナス時元金定額加算返済を併用した場合の加算額は会員が申込書に任意に記載した金額で当社が承認した額とします。但し、年 2 回同額を加算返済するものとします。

残高スライド返済 A による分割払いにおける毎月返済額

当月の残高	50 万円以内	50 万円超 100 万円以内	100 万円超 150 万円以内
毎月返済額	1 万円	2 万円	3 万円
当月の残高	150 万円超 200 万円以内	200 万円超 500 万円以内	
毎月返済額	4 万円	5 万円	

残高スライド返済 B による分割払いにおける毎月返済額

当月の残高	50 万円以内	50 万円超 100 万円以内	100 万円超 150 万円以内
毎月返済額	1 万円	2 万円	2 万 5 千円
当月の残高	150 万円超 250 万円以内	250 万円超 300 万円以内	300 万円超 500 万円以内
毎月返済額	3 万 5 千円	4 万円	5 万円

4.元利込定額返済の毎月返済額およびボーナス時元金加算返済額は、利用限度額に応じて、以下の基準表による返済額以上の金額で当社が承認した額とします。

[1]会員は、申込書に記載した返済額が以下の返済基準表に適合しない場合には、この返済額を当社が以下の返済基準表に適合するよう修正変更しても異議ないものとし、修正し変更された返済額で返済するものとします。

[2]会員の申し込んだ利用限度額が当社の審査等によって引き下げられた場合および設定された利用限度額がその後の利用状況等により引き下げられた場合は、会員は、返済額を当社が以下の基準表の範囲内で変更しても、または変更せずに会員が申し込んだ返済額または従前の返済額をそのまま返済額としても何ら異議なく返済するものとします。

2008年8月31日まで選択できる元利込定額返済による分割払いにおける毎月返済額およびボーナス時元金加算返済額

利用限度額	50万円以内	50万円超 100万円以内	100万円超 150万円以内
毎月返済額	1万円以上	2万円以上	2万5千円以上
ボーナス加算額	任意の額(会員の任意の額で設定しないこともできます)		
利用限度額	150万円超 250万円以内	250万円超 300万円以内	300万円超 500万円以内
毎月返済額	3万円5千円以上	4万円以上	5万円以上
ボーナス加算額	任意の額(会員の任意の額で設定しないこともできます)		

2008年9月1日以降選択できる元利込定額返済による分割払いにおける毎月返済額およびボーナス時元金加算返済額

利用限度額	50万円以内	50万円超 100万円以内	100万円超 150万円以内
毎月返済額	1万5千円以上	2万5千円以上	4万円以上
ボーナス加算額	任意の額(会員の任意の額で設定しないこともできます)		
利用限度額	150万円超 200万円以内	200万円超 400万円以内	400万円超 500万円以内
毎月返済額	5万円以上	6万円以上	6万5千円以上
ボーナス加算額	任意の額(会員の任意の額で設定しないこともできます)		

5.前三項による返済額は、返済開始日までの諸費用、遅延損害金または利息の発生により、これらが優先充当された結果、所定の返済額が利息に満たないこととなった場合でも変更されないものとし、会員は、これにより生じた利息の未収(以下「未収利息」といいます)がその直後の返済金から優先充当されること、ならびにその後に繰り返し未収利息が生じた場合でも同様とすることに予め同意するものとします。但し、返済額について、当社が特に指定した場合にはこの限りではないものとし、会員は当社が指定した返済額による返済をするものとします。

6.会員が、追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入額との合計額を借入金額とします。

#### **第 12 条(返済開始日と毎月の約定返済日および任意返済)**

1.毎月の約定返済日は、申込書および所定書式の返済日選択欄の中から会員が指定した日で当社が承認した日とし、ボーナス加算返済もその加算月の同日とします。

2.会員は当社所定の方法により、任意に残元金の一部または全部を返済することができます。この場合返済する日までの利息を合わせて返済します。

3.分割払いの返済開始日は、融資日の翌日から約定返済日までの期間が 14 日以上の場合には融資直後の約定返済日に、この期間が 14 日未満の場合には次の約定返済日になるものとします。但し、入会から 1ヶ月以内に融資を受けた場合には、口座振替手続きの都合上、それぞれその翌月が返済開始月となる場合のあることを会員は予め承諾するものとします。

4.約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日を返済日とします。なお、本項は ATM 返済の会員についても適用します。

#### **第 13 条(返済金の充当順位)**

1.返済金の充当順位は、[1]諸費用、[2]未収利息、[3]遅延損害金、[4]経過利息、[5]元金の順に充当されるものとします。但し、会員が当社に対して複数の債務を負担しており、その返済金はその月の返済合計額に満たない場合には、いずれの債務に充当するかは当社の指定によるものとし、会員は、当社が指定した順位に異議を述べないものとします。

2.繰り上げ返済は、その返済の都度、第 1 項の順位で充当されるものとします。但し、約定返済日の前 14 日間の複数の繰り上げ返済合計額が、約定返済額を超える場合に限り、約定返済日の入金があったものと見なします。なお、約定返済額に足りない場合、および約定返済日の前 14 日間より

以前に返済した場合にはその返済額にかかわらず、約定返済日にも第 10 条に基づく返済を履行するものとします。

3.約定返済日から前 14 日間における繰り上げ返済が全部または一部の繰り上げ返済の場合、当社の口座振替手続上、約定返済日に口座振替がなされる場合があること、ならびにこの場合振替られた金員につき後日当社所定の方法により精算することに、会員は、予め同意するものとします。

#### **第 14 条(明細書の交付)**

1.会員が本規約に基づき借入をした場合や ATM での返済をした場合、および契約内容に変更があった場合等当社所定の条件に該当する場合には、当社はその都度、借入日・返済日、借入金額・返済金額等、法律で規定された必要事項を記載した明細書を交付するものとします。但し、会員の承諾があることを条件に、上記明細書は、月一度に纏めて交付することができるものとします。

2.前項にかかわらず会員が金融機関等の口座への振込による返済または口座振替による返済をした場合には、当社は会員からの申し出があった場合に限り明細書を交付します。

3.前二項に基づく明細書は、申込時に会員が届け出た自宅住所または勤務先住所への郵送により交付されることを会員は予め承諾するものとします。

#### **第 15 条(契約の終了)**

1.本規約に基づく契約は、次の各号に該当する場合に終了するものとします。但し、第 5 号に該当する場合において、当社が特に本契約の存続を認めるときは本契約が存続するものとします。

[1]契約期間が満了する時点までに、会員が更新しない旨の意思表示をしたとき、当社が第 3 条 1 項但書に基づき契約の更新を認めなかったとき、または会員が第 3 条 2 項に基づく更新後の契約条件を承諾しなかったとき。

[2]会員が、契約期間中に、本規約に基づく債務を完済した時点で当社に対し契約を終了させる旨の通知をしたとき。

[3]会員が、本規約に基づく債務を完済した日より 1 年以上新たな借入をしなかったとき。

[4]会員が、第 18 条の規定により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失ったとき。

[5]第3条にかかわらず、会員の満65歳の誕生日以降に迎える最初の契約更新日の前日が到来したとき。

2.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、または該当するものと合理的に疑われる事情があるときに、当社が会員に対して、事実関係を確認するための照会をしたにもかかわらず、会員がこれに応じず若しくは虚偽の回答をした場合には、当社は、会員に対して通知することにより本契約を解除して、本契約を終了させることができるものとします。

[1]会員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくはその役職員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者(以下、「反社会的勢力」といいます。)に属する場合、または、反社会的勢力に属していた場合。

[2]会員が、当社または当社の関連企業に対し、会員自身または会員の関係者等が反社会的勢力である旨を告げるなどした場合(会員が第三者を利用してこれら行為を行った場合も含む。)

[3]会員が、当社または当社の関連企業に対し、詐術を用いた要求行為、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為等をした場合(会員が第三者を利用してこれら行為を行った場合も含む。)

[4]会員が、当社または当社の関連企業の名誉や信用等を侵害若しくは毀損した場合または侵害若しくは毀損するおそれのある行為をした場合(会員が第三者を利用してこれらの行為を行った場合も含む。)

[5]会員が、当社または当社の関連企業の業務を妨害した場合または業務を妨害するおそれのある行為をした場合(会員が第三者を利用してこれらの行為を行った場合も含む。)

#### **第16条(契約終了後の措置)**

- 1.会員は、当社から新たな借入を行うことができなくなります。
- 2.本規約に基づく債務が残っている場合は、会員は本規約に従い残債務を支払います。
- 3.会員は契約の終了後、直ちにカードを返却します。

#### **第17条(届け出事項の変更)**

1.会員は、当社に届け出た氏名、住所、自宅および勤務先の電話番号、勤務先の名称および所属部署ならびに所在地等の属性項目および登録口座につき、変更があったときはその都度変更があった日から14日以内に書面によって当社に届け出なければならないものとします。

2.前項による変更届け出がなかったために、当社からの通知、または送付した書面が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとします。

## 第18条(期限の利益の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会員は本規約に基づく一切の債務について何ら通知・催告を受けずとも当然に期限の利益を喪失し、本規約に基づき会員が当社に対して負担する債務の合計額(以下「残債務」といいます)全額を直ちに弁済するものとします。

[1]本規約に基づく債務の返済を1回でも、また一部でも怠ったとき。

[2]強制執行、担保権の実行、滞納処分、保全処分等の申し立てを受けたとき。

[3]一般の支払を停止し、または債務整理のための和解、調停等の申し立てをし、もしくは破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申し立てをし、またはこれらを申し立てられたとき。

[4]保証会社から保証中止または解約の申し出があったとき。

[5]振り出し、もしくは引受、参加引受、裏書、保証した手形または小切手を不渡りにしたとき。

[6]会員入会申込時に虚偽の申告をしたことが明らかとなったとき。

[7]第17条所定の届け出を怠り、または所在が不明になったとき。

[8]退職、休職、転職等により、信用状況が著しく悪化したと判断されるとき。

[9]当社の再審査の結果、今後の返済に支障があると判断されるとき。

[10]第15条2項各号のいずれかに該当するとき、または該当するものと合理的に疑われる事情があるときに、当社が会員に対して、事実関係を確認するための照会をしたにもかかわらず、会員がこれに応じず若しくは虚偽の回答をしたとき。

[11]本規約またはその他の当社との契約条項の一つにでも違反したとき。

[12]刑事上の訴追を受け、または成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人の審判を受けたとき。

#### 第 19 条(保証会社への保証債務履行請求)

1.第 18 条により、会員に本規約による債務全額の返済義務が生じた場合には、当社は保証会社に対して債務全額の返済を請求することができます。

2.前項に基づく保証会社の返済が、会員に対して事前の通知・催告なしに行われても、会員は異議を申し立てません。

3.保証会社が会員に代わって本規約による債務全額を当社に返済した場合は、会員は保証会社の本規約による債務全額を返済するものとします。

#### 第 20 条(遅延損害金)

1.会員が第 18 条により期限の利益を喪失した場合、残元金債務全額に対し、その翌日から完済に至るまで以下のとおりの利用限度額に応じて決定した遅延利率の割合により、1 年を 365 日とする日割計算による遅延損害金を当社に支払うものとします。

利用限度額	200 万円未満	200 万円以上 300 万円以下	300 万円超
遅延利率	19.9%	15.9%	12.9%

2.前項にかかわらず、会員が期限の利益の喪失をした事由が第 18 条第 1 項[1]の場合には、当社の選択により、前項によって計算された遅延損害金か、遅延した元金および利息の合計額に対して、遅延した翌日より完済に至るまで年 21.84%の割合により、1 年を 365 日とする日割計算による額に第 9 条第 5 項所定の利息を加算した遅延損害金を当社に支払うものとします。

#### 第 21 条(公正証書)

会員は、当社の求めに応じていつでも、公証人に囑託して本規約およびこれに基づく個別の金銭消費貸借契約に関して、強制執行の認諾のある公正証書を作成するための必要な手続をとるものとします。

## 第 22 条(諸費用負担等)

- 1.会員は公正証書の作成費用、当社から振込送金により融資を受ける場合の当社所定の振込手数料、本規約から生じる一切の契約証書等の作成・発行等に要する収入印紙代およびその費用または手数料ならびに当社が債務の催告に要した費用および会員が債務の弁済に要する費用の一切を負担するものとし、当社がこれを立て替えたときは直ちに返済するものとします。
- 2.会員は、返済遅滞等の会員の責めに帰すべき事由により当社の社員等が訪問したときには訪問手数料として訪問 1 回につき交通費等の実費を別に支払うものとします。
- 3.会員は、前二項所定の費用に課せられる消費税、その他の公租公課があるときにはこれを負担するものとします。
- 4.会員は、前三項所定の諸費用が他の返済に先立って返済金から優先充当されることを予め承諾するものとします。

## 第 23 条(カードの紛失、盗難等)

- 1.会員は、入会と同時に会員を被保険者とするカード盗難保険等に当社が加入することを予め承諾します。なお、会員は、当社が加入するこの保険が当社指定の保険会社の約款によるものであることを承諾し、何ら異議を申し立てません。
- 2.会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちにその事実を当社に電話連絡のうえ、遅滞なく所轄の警察署に届け出を行うとともに当社所定の紛失盗難届を当社に提出しなければならぬものとします。
- 3.会員が前項に基づき紛失盗難届を当社に提出した時点以降の会員の損害については、当社が自己または保険等により損害を補てんしますが届け出を受理する以前の損害については補てんされず会員が負担するものとします。
- 4.前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合には会員に対する損害の補てんを行わないものとします。

[1]会員の故意または重大な過失により、損害が生じ、または損害の防止または軽減に努めなかった場合。

[2]会員の家族または親族、同居人、もしくは留守番等の会員の関係者によってカードが使用され、もしくは使用されたと明らかに推測される場合。

[3]戦争、事変、地震、津波、噴火等の著しい社会秩序の混乱の際に損害が生じた場合。

[4]会員が会員規約等に違反している状態で紛失や盗難が生じた場合。

[5]当社または保険会社等が提出を請求し、もしくは提出を依頼した書類等を提出しなかったり、または当社もしくは保険会社等が行う被害状況等の調査に協力を拒み、または調査に関する指示に従わなかった場合。

#### **第 24 条(債権譲渡)**

会員は、当社が本規約に基づく債権を金融機関等他社に譲渡する場合のあることを予め承諾するものとします。

#### **第 25 条(相殺禁止)**

会員は、会員契約および本規約ならびに本規約に基づく個別の金銭消費貸借契約によるすべての金銭の支払債務を当社またはその承継人に対する債権をもって相殺することはできないものとします。

#### **第 26 条(規約の改定ならびに承諾)**

本規約が改定された場合、当社がその内容を会員に通知または告知するものとし、会員はその改定された規約に従うことを予め承諾するものとします。なお、本規約でいう告知とは、当社のホームページに公表することをいいます。

#### **第 27 条(提出書類等)**

入会申込に際し当社に提出した申込書およびその他一切の書類等は、入会できなかった場合には返還されずに破棄されても、また脱会時に破棄されても何ら異議ないものとします。

#### **第 28 条(合意管轄裁判所)**

会員は、会員契約および本規約ならびに本規約に基づく個別の金銭消費貸借契約に関する訴訟等についての第一審の専属合意管轄裁判所を、訴額のいかんにかかわらず、当社の本支店の所在地を管轄する簡易裁判所とすることに同意するものとします。

## 付則

1.本規約第3条第1項の最初の契約期間については、2008年9月1日以降に会員となった場合に適用するものとし、2008年8月31日までに会員となった場合の最初の契約期間は2年とします。

2.本規約第11条第1項、第3項記載の残高スライド返済A、残高スライド返済Bは2008年9月1日以降、選択できないものとします。

## MY ONE ネット 特約条項

### 第1条(定義)

MY ONE ネット特約(以下「本特約」といいます)は、MY ONE カード会員規約(以下「一般規約」といいます)に付帯するものであり、本特約において使用される各用語は、本特約に別途定めるものを除き、一般規約において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

### 第2条(本特約の適用)

1.本特約は、当社所定の手続きに基づき本特約の適用を申込み、これに対し当社が承諾をなした会員(以下「特約会員」といいます)について、当社が「MY ONE ネット」を発行した時点から適用されます。なお、当社所定の審査により、当社が承諾しない場合があることを申込者は予め承るものとします。

2.特約会員については、一般規約(本特約第7条に定めるものを除く)および本特約が適用されますが、一般規約と本特約の内容が異なる事項については本特約の適用が優先し、また、本特約に定めがなく一般規約にのみ定められている事項については一般規約が適用され、この場合、一般規約において、「MY ONE カード」または「カード」とあるものは「MY ONE ネット」と、「本規約」とあるものは「一般規約および本特約」と読み替えるものとします。

### 第3条(融資日)

本特約に基づく融資日は、特約会員の登録口座への着金日にかかわらず、当社が特約会員の登録口座に対する融資金の振込手続きに着手したその日を融資日とします。

### 第4条(適用利率)

特約会員には、一般規約第9条1項の定めにかかわらず、利用限度額に応じて以下表中の借入利率が適用されるものとし、以下の表中の幅の範囲内で当社が個別の借入利率を決定します。

利用限度額	100万円未満	100万円以上 200万円未満	200万円以上 300万円未満
借入利率	14.6%~17.4%	9.2%~14.4%	6.5%~14.4%
利用限度額	300万円以上 350万円未満	350万円以上 500万円未満	500万円
借入利率	6.5%~12.1%	6.5%~8.5%	6.5%~7.4%

### 第5条(利用限度額)

1.当社は、個別の特約会員毎に、当社審査基準による利用限度額を設定し、これを入会申込等の内容確認時に告知し、また、「MY ONE ネット」送付時に書面で通知します。但し、特約会員は、申し込んだ利用限度額が当社の審査によって引き下げられること、およびこれに伴い本特約第4条に定める借入利率が適用されることもあることを予め承諾します。また、入会申込と同時に融資を申し込む場合も同様とします。

2.特約会員は当社に対して、利用限度額の範囲内で繰り返し融資の申込みができるものとします。

### 第6条(会員番号等の管理等)

1.特約会員は、「MY ONE ネット」、「MY ONE ネット」に記載された会員番号および特約会員が予め指定した暗証番号(以上を総称して以下「会員番号等」といいます)を特約会員の責任において利用または管理するものとし、これらを特約会員本人以外の者が利用することがないように注意を尽くすものとします。

2.特約会員が、前項の注意義務を怠るなど本特約に違反した場合、一般規約に違反した場合、当社において特約会員の融資申込が信義誠実の原則に反すると判断した場合または当社が相当の事由があると判断した場合、当社は、特約会員への融資実行を停止することができます。

3.特約会員が「MY ONE ネット」の紛失、盗難その他の事由により会員番号等が第三者に漏洩したことによって、特約会員が受けた損害については、当社は一切責任を負わず、特約会員が負担するものとします。

#### **第7条(適用除外)**

特約会員については、一般規約第4条3項、同第5条、同第7条1項、同条5項後段、同第8条、同第10条1項2号、同第23条1項、同条第3項および同条第4項は適用されないものとします。

#### **第8条(MY ONE カード会員への移行)**

1.特約会員は、当社に対し「MY ONE カード発行依頼書」を提出する方法で申込み、当社がこれを承認して「MY ONE カード」を発行した場合には、その発行の時点から、一般規約に基づく会員となり、本特約の適用を受けず一般規約のみの適用を受けるものとします。

2.前項の場合、一般規約第9条1項所定の利率は、当社による「MY ONE カード」の発行日から適用されるものとし、特約会員はこれを予め承諾するものとします。